

付録 4

実用新案法の運用関係一覧

- (1) 法改正の概要と留意点
- (2) 経過措置抜粋（新実用新案法）
- (3) 経過措置抜粋（旧実用新案法）
- (4) 無効理由一覧（実用新案法 § 37）

(1) 法改正の概要と留意点

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成 5 年改正 (H6. 1. 1 施行)	①早期登録制度の採用 <ul style="list-style-type: none"> ・実用新案技術評価書を提示して警告した後であれば、侵害者等に権利行使可能 ・侵害訴訟被告による侵害訴訟手続中止申立権 ・無効な権利を行使した場合、権利者に立証責任転換 ・補正における新規事項追加禁止 ・不適法な補正の無効理由化 ・登録後は請求項の削除を目的とする訂正に限り許容 ・無効審判中の訂正請求許容 ・無審査登録制度への移行により、拒絶査定に対する審判・補正却下の決定に対する審判・訂正の審判・訂正の無効審判を廃止 ②権利存続期間の変更（出願日から 6 年）	<ul style="list-style-type: none"> ・新実用新案法の適用を受けるとする届出があった時は、旧実用新案登録出願は取り下げたものとみなす。 ・新実用新案登録出願は旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。
平成 6 年改正 (H7. 1. 1 施行)	①明細書の記載要件 ② P C T に基づく外国語実用新案出願について誤訳訂正を目的とする補正許容 ③特許請求の範囲の解釈にあたっての発明の詳細な説明の参酌 ④権利回復制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年 1 月 1 日以降の実用新案登録出願に係る審判・再審について改正法が適用される。
平成 10 年改正 (H11. 1. 1 施行)	①損害賠償制度の見直し ②考案の名称の願書への記載省略 ③先願の地位の見直し ④料金の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年 1 月 1 日以降に新たに無効審判の請求がされる場合であっても、改正日前の出願に係る実用新案権については、旧法の規定が適用される。 (施行日前に出願された実用新案登録出願に係る無効審判については、拒絶が確定した出願と同一の考案の登録は認めないとする旧法が適用され、当該実用新案は無効とされる。)
平成 11 年改正 (H12. 1. 1 施行)	①侵害に対する救済措置の拡充 ②裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換 ③新規性阻却事由の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・世界公知・公用の導入、インターネット上の技術情報を新規性阻却事由に位置づけ ④新規性喪失の例外規定の適用対象の拡大 ⑤変更出願に係る手続の簡略化 ⑥登録料引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 1 月 1 日以降にされた実用新案登録出願に係る実用新案の無効理由に改正法が適用される。
平成 14 年改正 (H14. 9. 1 施行)	①考案の実施行為の明確化 ②明細書と請求の範囲の分離 ③ P C T 出願の国内移行期間の延長	
平成 15 年改正 (H16. 1. 1 施行)	①無効審判請求人適格の拡大 ②無効審判の請求理由の記載要件 ③無効審判の請求理由の要旨変更の例外的容認 ④審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 1 月 1 日以降に請求された審判・再審についての手続等の規定は改正法が適用される。 ・求意見・意見陳述の規定については、施行前に請求された無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用する。
平成 16 年改正 (H17. 4. 1 施行)	①存続期間の延長 ②訂正の許容範囲の拡大 ③不適法な訂正の無効理由化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月 1 日以降にされた出願について、請求の範囲減縮、誤記の訂正及び明りょうでない記載の釈明を目的とする訂正が可能。 ・改正後の訂正要件に違反する訂正がされたことを無効理由とする規定は、平成 17 年 4 月 1 日以降になされた訂正について適用する。

平成 18 年改正 (H19. 4. 1 施行)	略	
平成 20 年改正 (H21. 4. 1 施行)	略	
平成 23 年改正 (H24. 4. 1 施行)	<p>①通常実施権の対抗制度の見直し、仮通常実施権の整備 (§ 4 の 2、 § 10、 § 19、 § 49)</p> <p>②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備 (§ 7、 § 17 の 2、 § 26、 (§ 30)、 § 37、 § 50)</p> <p>③再審の訴え等における主張の制限 (§ 30)</p> <p>④審決の確定の範囲等に係る規定の整備 (§ 14 の 2、 § 41)</p> <p>⑤無効審判の確定審決の第三者効の廃止 (§ 41 (特 § 167 準用))</p> <p>⑥発明 (考案) の新規性喪失の例外規定の見直し (§ 11① (特 § 30 準用))</p> <p>⑦出願人・特許権者 (実用新案権者) の救済手続の見直し (§ 33 の 2、 § 48 の 4)</p>	<p>改正事項② (審判関連抜粋) 、④の概要</p> <p>○改正事項②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用新案登録無効審判における、冒認等の無効理由の解消について (§ 37①二、五) 移転請求権の行使により、冒認出願等に係る実用新案権が真の権利者に移転した場合には、冒認等の無効理由に該当しない。 ・冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し (§ 7) 真の権利者が同一の発明について重複して特許権を取得する事態を防止するため、冒認出願について先願の地位を認める。 <p>○改正事項④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正の目的として「他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする」とを追加 (§ 14 の 2②ただし書四) ・審決の確定範囲を明確化 (§ 41 (特許法の規定を準用))

※旧実用新案法については、特許法の記載部分を参照 (→付録 4 (1)) 。

(2) 経過措置抜粋（新実用新案法）

(H23 年法)
H24. 4. 1 施行

- 附則 § 3
- 2 新実用新案法第七条の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願又は特許出願について適用し、この法律の施行の前にした実用新案登録出願又は特許出願については、なお従前の例による。
- 3 項～5 項 略
- 6 新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百条の三第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。
- 7 項～9 項 略
- 10 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百十号）第五条の規定による改正後の実用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第四百条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。
- 11 項 略
- 12 この法律の施行の前日に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
- 13 この法律の施行の前日に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
- 14 この法律の施行の前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧実用新案法第三十七条第一項第七号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 15 新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の前日に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判についてはなお従前の例による。
- 16 新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の前日に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
- 17 項～18 項 略

(50 年法)	(60 年法)	(62 年法)	(H2 年法)	(H5 年法)	(H6 年法)	(H10 年法)	(H11 年法)	(H14 年法)	(H15 年法)	(H16 年法)
51. 1. 1	60. 11. 1	63. 1. 1	H2. 12. 1	H6. 1. 1	H8. 1. 1	H11. 1. 1	H12. 1. 1	H15. 7. 1	H16. 1. 1	H17. 4. 1
<p>附則 § 3 (1)前条第 1 項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第 3 項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。</p>	略	<p>附則 § 3 (2)新特許法第 55 条第 1 項本文(実用新案法第 13 条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にした特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前に出願公告がされた特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。</p>	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令附則 § 3 前条の規定は、法附則第 5 条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用する。</p>	<p>附則 § 5 (1)実用新案登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(その実用新案登録出願の日から 5 年 6 月を経過したものを除く。)であって、第 3 条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの(以下「旧実用新案登録出願」という。)を新実用新案法の規定の適用を受ける一実用新案登録出願(以下「新実用新案登録出願」という。)とすることができる。</p>	<p>附則 § 10 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る審判若しくは再審については、新実用新案法第 45 条第 1 項において準用する新特許法第 173 条第 2 項並びに新実用新案法第 45 条第 2 項及び第 54 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。(以上 H7. 7. 1 施行分)</p> <p>附則 § 10 (2)実用新案登録出願の日が、第 2 条及び前条第 1 項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があった出願公告のすべてが終了する日以前である実用新案登録出願については、新実用新案法第 3 条の 2 の規定の適用については、同条中「発行又は」とあるのは「発行、」と、「出願公開」とあるのは「出願公開又は出願公告」とする。(以上 H8. 1. 1 施行分)</p>	<p>附則 § 3 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願については、別段の定めがある場合を除き、その実用新案登録出願について査定若しくは審決が確定するまで、なお従前の例による。 (3)この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての登録異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 2 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に係る考案の新規性の要件については、その実用新案登録出願について設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。 (7)この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての無効の理由については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 5 (2)施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第 3 条の 2 に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。</p>	<p>附則 § 3 (4)この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (5)この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 § 3 (改正法) 第 2 条の規定(実用新案法第 54 条第 6 項の改正規定を除く。)による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。</p>

(3) 経過措置抜粋（旧実用新案法）

(H23 年法)

H24. 4. 1 施行

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

§ 17 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「第百四条の二から第百五条の二まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び）」を「第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百五条（書類の提出等）、第百五条の二（）」に改め、「関係」の下に「、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）第一条の規定による改正後の特許法第百四条の三及び第百四条の四（特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限）」を加える。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

§ 18 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法（以下「新平成五年旧実用新案法」という。）第十三条の三第四項において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

(平成五年改正法の一部改正)

§ 19 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の一部を次のように改正する。
附則第四条第二項中「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）」を「特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号。以下「平成二十三年改正法」という。）」に改め、同項の表を次のように改める。

読替表 略

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)

§ 20 この法律の施行の日前に請求された附則第十七条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法（以下「旧平成五年旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であって、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについての審判（次項において「訂正の審判」という。）については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第一項の規定による訂正（この法律の施行の日以後にする第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項第二号の二に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

5 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた新平成五年旧実用新案法（以下「読替え後の新平成五年旧実用新案法」という。）第四十一条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

6 新平成五年旧実用新案法第四十七条第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する新特許法第百三十三条第三項の規定によりされる新平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る旧平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する旧特許法第百三十三条第三項の規定によりされた旧平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

7 読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。

(50 年法)	(60 年法)	(62 年法)	(H2 年法)	(H5 年法)	(H6 年法) H7. 7. 1	(H10 年法)	(H11 年法)	(H14 年法)	(H15 年法)	(H16 年法)
51. 1. 1	60. 11. 1	63. 1. 1	H2. 12. 1	H6. 1. 1	H8. 1. 1 (付与後異議)	H11. 1. 1	H12. 1. 1	H14. 9. 1/H15. 1. 1/H15. 7. 1	H16. 1. 1	H17. 4. 1
<p>附則 § 3</p> <p>(1) 前条第 1 項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第 3 項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。</p>	略	<p>附則 § 3</p> <p>(2) 新特許法第 55 条第 1 項本文 (実用新案法第 13 条において準用する場合を含む。) の規定は、この法律の施行後に出願公告がされる特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前に出願公告がされた特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。</p>	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令 附則 § 3</p> <p>前条の規定は、法附則第 5 条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用する。</p>	<p>附則 § 4</p> <p>(1) この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願 (次条第 1 項に規定する旧実用新案登録出願を除く。) 又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第 3 条の規定による改正前の実用新案法 (以下「旧実用新案法」という。) … の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>(2) 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>附則 § 9</p> <p>(1) 特許法等の一部を改正する法律 (平成 5 年法律第 26 号。以下この項において「平成 5 年改正法」という。) の施行前にした実用新案登録出願であつて、第 2 条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、平成 5 年改正法附則第 4 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 5 年改正法第 3 条の規定による改正前の実用新案法 (以下この条において「平成 5 年旧実用法」という。) 及び平成 5 年改正法第 1 条の規定による改正前の特許法 (次項において「平成 5 年旧特許法」という。) の規定にかかわらず出願公告はしないものとし、新々特許法第 51 条の規定を準用する。</p> <p>(2) 前項に規定する実用新案登録出願については、平成 5 年旧実用新案法第 13 条において準用する平成 5 年旧特許法第 55 条第 1 項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々特許法第 5 章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p>	<p>※附則 § 13</p> <p>平成 5 年法律第 26 号附則第 4 条第 2 項の読替表を改正</p>	<p>※附則 § 14</p> <p>平成 5 年法律第 26 号附則第 4 条第 2 項の読替表を改正</p>	—	<p>附則 § 13</p> <p>(1) この法律の施行前に請求された平成 5 年改正法第 3 条の規定による改正前の実用新案法 (以下「旧実用新案法」という。) 第 37 条第 1 項、第 39 条第 1 項又は第 48 条の 12 第 1 項の審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。</p> <p>(2) 前条の規定による改正後の平成 5 年改正法附則第 4 条第 2 項において読み替えられた旧実用新案法第 47 条第 2 項において準用する新特許法第 181 条の規定は、この法律の施行後に請求される旧実用新案法第 37 条第 1 項又は第 48 条の 12 第 1 項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された旧実用新案法第 37 条第 1 項又は第 48 条の 12 第 1 項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。</p> <p>※附則第 12 条</p> <p>平成 5 年法律第 26 号附則第 4 条第 2 項の読替表を改正</p>	—

【H16 年法までの無効理由の一覧】

(45 年法)	(62 年法)	(H2 年法)	(H5 年法)	(H6 年法)	(H15 年法)	(H16 年法)	無効理由
			1 号関係 § 2 の 2(2)	1 号関係 【同左】	1 号関係 【同左】	1 号関係 【同左】	新規事項追加違反
(1 号関係) § 55 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 9 (1) (準用特 § 37) § 7 (1) ~ (3)、(8)	(1 号関係) § 55 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 9 (1) (準用特 § 38) § 7 (1) ~ (3)、(8)	(1 号関係) § 55 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 9 (1) (準用特 § 38) § 7 (1) ~ (3)、(8)	2 号関係 § 2 の 5 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 11 (1) (準用特 § 38) § 7 (1) ~ (3)、(6)	2 号関係 § 2 の 5 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 11 (1) (準用特 § 38) § 7 (1) ~ (3)、(6)	2 号関係 § 2 の 5 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 11 (1) (準用特 § 38) § 7 (1) ~ (3)、(7)	2 号関係 § 2 の 5 (3) (準用特 § 25) § 3 § 3 の 2 § 4 § 11 (1) (準用特 § 38) § 7 (1) ~ (3)、(7)	外国人の権利享有 考案／新規性／進歩性 拡大先願 実用新案対象 共同出願 先願
(2 号関係) 条約違反	(2 号関係) 【同左】	(2 号関係) 【同左】	3 号関係 【同左】	3 号関係 【同左】	3 号関係 【同左】	3 号関係 【同左】	条約違反
(3 号関係) § 5 (3)、(4)	(3 号関係) § 5 (3)、(4) (除 3 号)、(5)	(3 号関係) § 5 (4)、(6)	4 号関係 § 5 (4)、(5) (除 3 号)、(6)	4 号関係 § 5 (4)、(6) (除 4 号)	4 号関係 【同左】	4 号関係 【同左】	記載要件
(4 号関係) 冒認	(4 号関係) 【同左】	(4 号関係) 【同左】	5 号関係 【同左】	5 号関係 【同左】	5 号関係 【同左】	5 号関係 【同左】	冒認
(5 号関係) 実用新案登録後の § 55 (3) (準用特 § 25)	(5 号関係) 【同左】	(5 号関係) 【同左】	6 号関係 実用新案登録後の § 2 の 5 (3) (準用特 § 25)	6 号関係 【同左】	6 号関係 【同左】	6 号関係 【同左】	実用新案登録後の 外国人権利享有
						7 号関係 § 14 の 2 (2) ~ (4)	訂正違反

(H2 年法)

(H5 年法)

H2. 12. 1

H6. 1. 1

旧実用新案法 読替

1号関係 §55(3) (準用特§25) §3 §3の2 §4 §9(1) (準用特§37) §7(1) ~ (3)、(8)	1号関係 §55(3) (準用特§25) §3 §3の2 §4 §9(1) (準用特§38) §7(1) ~ (3)、(8)	1号関係 §55(3) (準用特§25) §3 §3の2 §4 §9(1) (準用特§38) §7(1) ~ (3)、(8)	1号関係 §55(3) (準用特§25) §3 §3の2 §4 §9(1) (準用特§38) §7(1) ~ (3)、(8)	外国人の権利享有 考案／新規性／進歩性 拡大先願 実用新案対象 共同出願 先願
2号関係 条約違反	2号関係 【同左】	2号関係 【同左】	2号関係 条約違反	条約違反
			2の2号 訂正違反 ※平成5年法律第26号附則第4条第2項 により読替え	訂正違反
3号 §5(3)、(4)	3号関係 §5(3)(4) (除3号) (5)	3号関係 §5(4)、(6)	3号関係 【同左】	記載要件
4号関係 冒認	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	冒認
5号関係 実用新案登録後の§55 (3) (準用特§25)	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	実用新案登録後の外国人権利享有